

葛巻町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩手県ふるさと振興総合戦略及び葛巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町への移住・定住の促進及び町内中小企業等における人手不足の解消に資するため、岩手県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領（令和元年8月1日付定雇第385号）に基づき岩手県と共同で行う移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から町へ移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内で葛巻町移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することについて、葛巻町補助金等交付規則（昭和35年葛巻町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(移住支援金の交付額)

第2条 移住支援金の交付額は、次のとおりとする。

- (1) 2人以上の世帯の場合 100万円
- (2) 単身の世帯の場合 60万円

(移住支援金の交付対象者)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第1号の要件を満たす移住をした者のうち、第2号の要件を満たす就職をし、又は第3号の要件を満たす起業をした者とする。ただし、2人以上の世帯が移住支援金の交付を申請する場合は、当該要件に加え、その世帯が第4号の要件を満たす世帯であるものとする。

(1) 移住等に関する要件は、次のとおりとする。

ア 移住元に関する要件は、次の全てに該当するものとする。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保者としての通勤に限る。以下同じ）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

イ 移住先に関する要件は、次のとおりとする。

(ア) 平成31年4月1日以降に町へ転入したこと。

(イ) 移住支援金の交付申請時点において、転入後3か月以上1年以内の期間を経過していること。

(ウ) 移住支援金の交付申請の日から5年以上継続して町内に居住する意思を有していること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者の在留資格を有すること。

(ウ) その他町長が交付対象者として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件は、次のとおりとする。

- ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ 岩手県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人への就職であること。
- ウ 交付対象者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の交付申請時点において連続して3か月以上在職していること。
- オ アからエまでに掲げる求人への応募日がイのマッチングサイトに掲げる求人で移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- カ 移住支援金の交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思を有した就職であること。
- キ 新たに就職したものであること。

(3) 起業に関する要件は、次のとおりとする。

- ア 1年以内に地方創生推進交付金（移住・企業・就業タイプ）を活用して岩手県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(4) 世帯に関する要件は、次のとおりとする。

- ア 交付対象者を含む2人以上の世帯員が移住元において同一世帯に属していたこと。
- イ 交付対象者を含む2人以上の世帯員が移住支援金の交付申請時点において同一世帯に属していること。
- ウ 交付対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも平成31年4月1日以降に転入したこと。
- エ 交付対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも移住支援金の交付申請時に転入後3か月以上1年以内であること。
- オ 交付対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(移住支援金の交付申請)

第4条 移住支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について誓約するとともに、別紙2「岩手県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容に同意しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第5条 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表1のとおりとする。

(立入検査等)

第6条 岩手県及び町長は、移住支援金事業の適正を期するため必要があると認めるときは、移住支援金の交付を受けた者に対し報告させ、又は担当職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 町長は、必要があると認めるときは、前項に規定する立入検査等に岩手県の協力を求めることができる。

3 移住支援金の交付を受けた者は、前項に規定する立入検査等に応じなければならない。

(移住支援金の返還)

第7条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、交付された移住支援金の全額又は半額を返還させるものとする。ただし、就職先の倒産、災害、病気その他町長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 移住支援金の交付申請の日から3年未満に町外へ転出した場合
- ウ 移住支援金の交付申請の日から1年以内に第3第2号に規定する就職に関する要件を満たさないこととなった場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

ア 移住支援金の交付申請の日から3年以上5年以内に町外へ転出した場合

(補助金等の受給の制限)

第8条 移住支援金の交付対象者は、定住促進事業実施要綱（平成21年葛巻町告示第10号）に基づく奨励金を受け取ることができない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(経過措置)

1 令和元年度に限り、第3の(2)イ中「マッチングサイトに掲載している求人」とあるのは「マッチングサイト（マッチングサイト開設前であっても、岩手県U・Iターンシステム）に掲載している法人」と、同オ中「イのマッチングサイトに掲げる求人で移住支援金の対象として掲載された日」とあるのは、「マッチングサイト（マッチングサイト開設前であっても、イの岩手県U・Iターンシステム）に掲げる求人で移住支援金の対象として掲載された日」と読み替えるものとする。

別紙 1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 岩手県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、岩手県及び葛巻町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、岩手県移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に葛巻町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に葛巻町以外の市区町村に転出した場合：半額

別紙 2

岩手県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

岩手県及び葛巻町は、岩手県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、岩手県及び葛巻町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。なお、葛巻町において、移住支援事業担当部署と住民票等担当部署間で当該個人情報を共有して利用します。

また、岩手県及び葛巻町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

別表 1

| 条項 | 提出書類及び添付書類 | 様式 | 提出部数 | 提出期日 |
|---------------|--|----------------------------|------|---------|
| 規則第4条の規定による書類 | 移住支援金交付申請書 1 住民票謄本 2 第3(1)に掲げる要件を満たすことを証明する住民票除票または戸籍の附表または雇用証明 3 就業証明書 4 その他町長が必要と認めた書類 | 様式第1号 様式第2号 | 各1部 | 転入後1年以内 |
| 規則第13条第1項 | 移住支援金交付請求書 | 様式第3号 | 1部 | 別に指定する日 |

様式第1号（第4関係）

年 月 日

葛巻町長 様

葛巻町移住支援金交付申請書

葛巻町移住支援金交付要綱第4条の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者

| | | | |
|---------|---|------|----------|
| フリガナ | | 性別 | 生年月日 |
| 氏名 | | 男・女 | 西暦 年 月 日 |
| 住所 | 〒 | 電話番号 | |
| メールアドレス | | | |

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

| | | | | | | |
|----------|--|----|--|----|--------------------------------|---|
| 単身・世帯 | | 単身 | | 世帯 | 世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない） | 人 |
| 移住支援金の種類 | | 就業 | | 起業 | | |

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

| | | | | |
|--|--|-------------------|--|------------------|
| 別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について | | A. 誓約する | | B. 誓約しない |
| 別紙2「岩手県移住支援事業に係る個人情報取扱い」に記載された内容について | | A. 同意する | | B. 同意しない |
| 申請日から5年以上継続して、葛巻町に居住し、かつ、就業・起業する意思について | | A. 意思がある | | B. 意思がない |
| （就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者または取締役などの経営を担う者との関係 | | A. 3親等以内の親族に該当しない | | B. 3親等以内の親族に該当する |

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

| | |
|----|---|
| 住所 | 〒 |
|----|---|

5 (東京 23 区への通勤者に該当する場合のみ記載) 東京 23 区への在勤履歴

※住民票を移す直前の 10 年以上の在勤履歴を記載

| 期間 | 就業先 | 就業地 |
|----|-----|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

※東京 23 区への在勤後、移住前に東京 23 区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

| | |
|---------------------|--|
| 管理コード (岩手県及び葛巻町使用欄) | |
|---------------------|--|

様式第2号（第4関係）

年 月 日

葛巻町長

様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

印

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

| | |
|---------------------------|-----------------|
| 勤務者名 | |
| 勤務者住所 | |
| 勤務先所在地 | |
| 勤務先電話番号 | |
| 就業年月日 | |
| 応募受付年月日 | |
| 雇用形態 | 週 20 時間以上の無期雇用 |
| 勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 | 3 親等以内の親族に該当しない |

岩手県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、岩手県及び葛巻町の求めに応じて、岩手県及び葛巻町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号（第5関係）

年 月 日

葛巻町長

様

請求者 住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

葛巻町移住支援金交付請求書

年 月 日付指令 第 _____ 号で交付決定を受けた葛巻町移住支援金について、次のとおり支援金の交付を請求します。

記

1 支援金交付請求額 _____ 円

〈口座振替先〉

| | |
|----------------|----------------|
| 金融機関名 | |
| 預金種目 | 1 普通 2 当座 |
| 口座番号 | |
| (フリガナ) 口座名義 | |

○支援金交付指令書の写しを添付すること。